

2. 河川整備の実施に関する事項

2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

2-1-1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 洪水時の流量を調節するための対策

河川整備基本方針では西川向地点の基本高水のピーク流量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ に対し、新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの洪水調節施設で $500\text{m}^3/\text{s}$ の調節を図り、河道への配分流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ としている。河川整備計画の目標流量 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ を処理するための治水対策案として、新桂沢ダムの建設と河道掘削、堤防整備を行う案と新桂沢ダムと三笠ぼんべつダムの2ダムの建設と河道掘削、堤防整備を行う案について比較した結果、後者の案が、早期に治水安全度が向上し、洪水被害軽減効果を発揮するとともに河道改修に伴う橋梁改築や家屋移転への影響などの社会的影響が少なくなる。また、後者の案はコスト縮減や環境への負荷軽減の面からも優れている。

以上のことから河川整備計画の西川向地点における目標流量 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ のうち新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムにより $400\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $700\text{m}^3/\text{s}$ とし、ダム下流域の洪水被害を軽減する。

なお、新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムを建設する「幾春別川総合開発事業」は、洪水調節のほか、以下の目的を有する事業である。

- ・流水の正常な機能の維持

下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

- ・水道

桂沢水道企業団に対し、新桂沢ダム地点において、新たに1日最大8,640立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

- ・工業用水道

北海道に対し、札幌市東区中沼町地先において、新たに1日最大12,840立方メートルの工業用水の取水を可能ならしめる。

- ・発電

新桂沢ダムの建設に伴って新設される新桂沢発電所（仮称）において、最大出力16,800キロワットの発電を行う。

注）「新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画」（平成6年8月2日）より抜粋したものを、利水計画の変更に伴う数値で記載している。



新桂沢ダムの完成予想図



三笠ぼんべつダムの完成予想図（平常時）

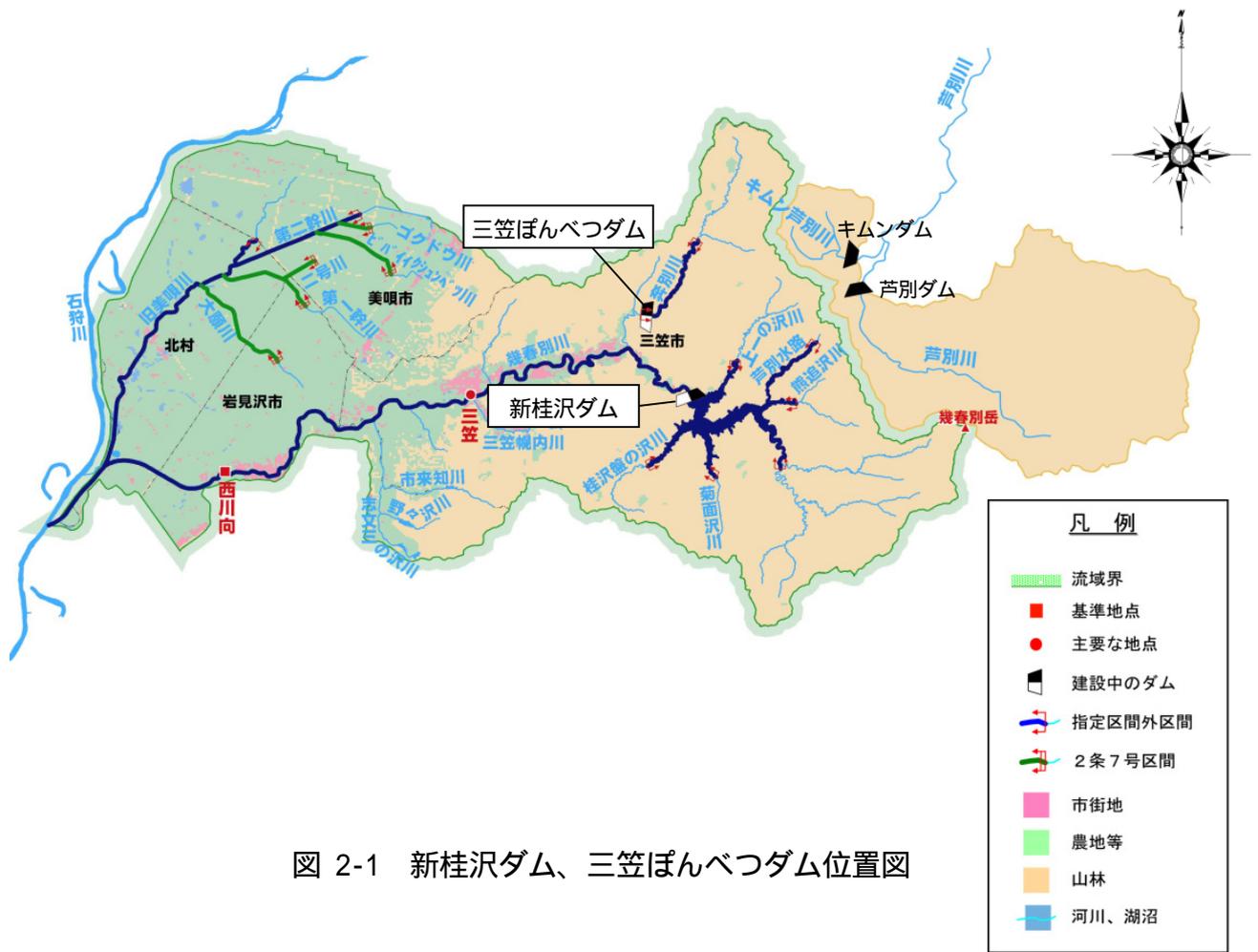
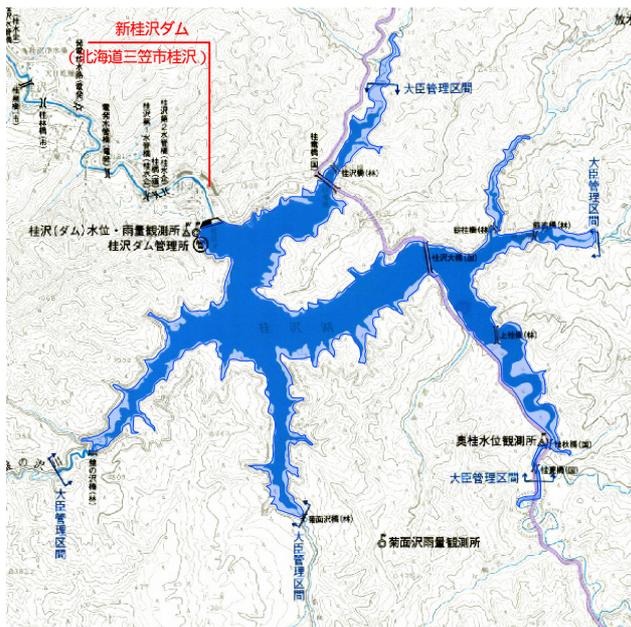
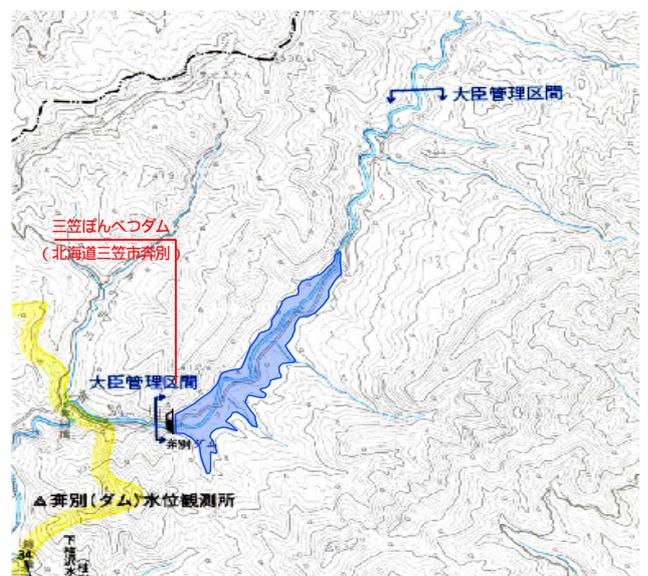


図 2-1 新桂沢ダム、三笠ほんべつダム位置図



新桂沢ダム



三笠ほんべつダム

図 2-2 新桂沢ダム、三笠ほんべつダムの湛水区域図

新桂沢ダム

表 2-1 新桂沢ダムの諸元

ダム型式	重力式コンクリートダム
堤 高	75.5m
堤 頂 長	406.5m
堤 体 積	65万m ³
集水面積	298.7km ² (注)
湛水面積	6.7km ²

注) 芦別ダムおよびキムダムの集水域 (147.5km²) を含む。



注) 流水の正常な機能の維持には、現桂沢ダムで確保している
かんがい用水の補給および水道用水の供給も含む。

注) 発電は、水道用水を除く利用容量を用いて行うため()書きとした。

三笠ぼんべつダム

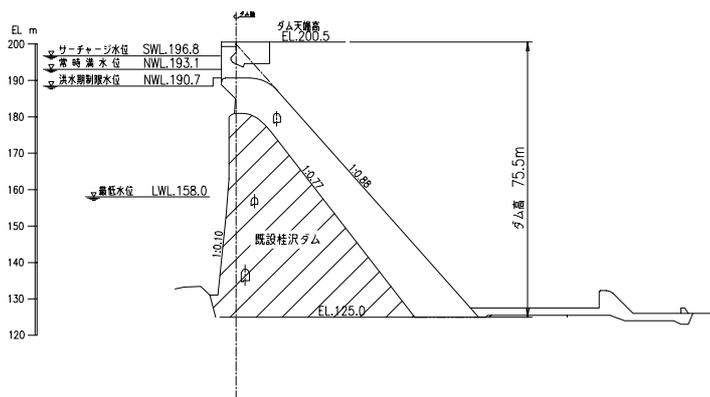
表 2-2 三笠ぼんべつダムの諸元

ダム型式	重力式コンクリートダム
堤 高	約53.0m
堤 頂 長	約160.0m
堤 体 積	約18万m ³
集水面積	35.4km ²
湛水面積	0.6km ²

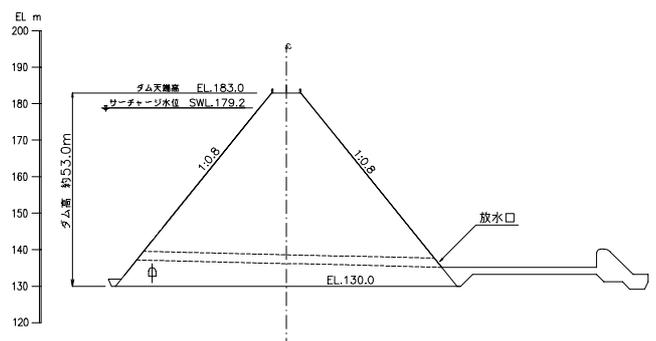


〔貯水池容量配分図〕

新桂沢ダム



三笠ぼんべつダム



注) 新桂沢ダムは既設桂沢ダムを嵩上げて建設する。三笠ぼんべつダムは放水口を河床に設置し、普段は水をためず、洪水の時だけ自然調節方式により洪水調節を行う治水専用ダムである。

図 2-3 ダム断面図

注) 利水計画変更などにより記載内容を変更することがある。
標高は、旧基本水準点による。

(2) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

幾春別川上流部、旧美唄川上流部及びその支川では、堤防の必要な断面が確保されておらず、河道への配分流量を安全に流下させることができないため、堤防の新築、拡築を行う。

歴史的な経緯の中で建設された堤防は、土質の多様さに加え、工学的にも不明確な場合もあり、さらに幾春別川下流域、旧美唄川及びその支川には軟弱な地盤等が広く分布することから、堤防の整備にあたっては地質等の調査を行い、必要に応じて対策を行うとともに、堤防完成後も点検を行い、質的・量的ともにバランスを図ることとする。

また、堤防の位置は既設構造物との取り付けを考慮することとし、堤防の整備に伴い所要の機能が確保できなくなる樋門等の構造物については改築・継ぎ足しを行うとともに、構造物周辺は必要に応じ護岸等による補強を行う。さらに、堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸の形成に努める。

また、堤防の整備にあたっては、地域の土地利用計画等と調整を図りつつ行うものとする。

表 2-3 堤防の整備（堤防断面の確保対策）を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
幾春別川	左岸	KP24.5 ~ KP24.7
		KP25.5 ~ KP26.3
		KP26.5 ~ KP28.3
		KP28.9 ~ KP29.7
		KP30.7 ~ KP31.3
		KP31.5 ~ KP32.1
	右岸	KP25.9 ~ KP26.9
		KP27.3 ~ KP27.7
旧美唄川	左岸	KP11.7 ~ KP11.9
	右岸	KP11.7 ~ KP11.9
		KP12.8 ~ KP14.4
第一幹川	左岸	KP0.2 ~ KP3.6
	右岸	KP0.2 ~ KP3.6
二号川	左岸	KP0.1 ~ KP1.8
	右岸	KP0.1 ~ KP1.8
第二幹川	左岸	KP0.1 ~ KP4.7
	右岸	KP0.1 ~ KP3.9
		KP4.3 ~ KP4.7
ピバイイクシュンベツ川	右岸	KP0.3 ~ KP4.3

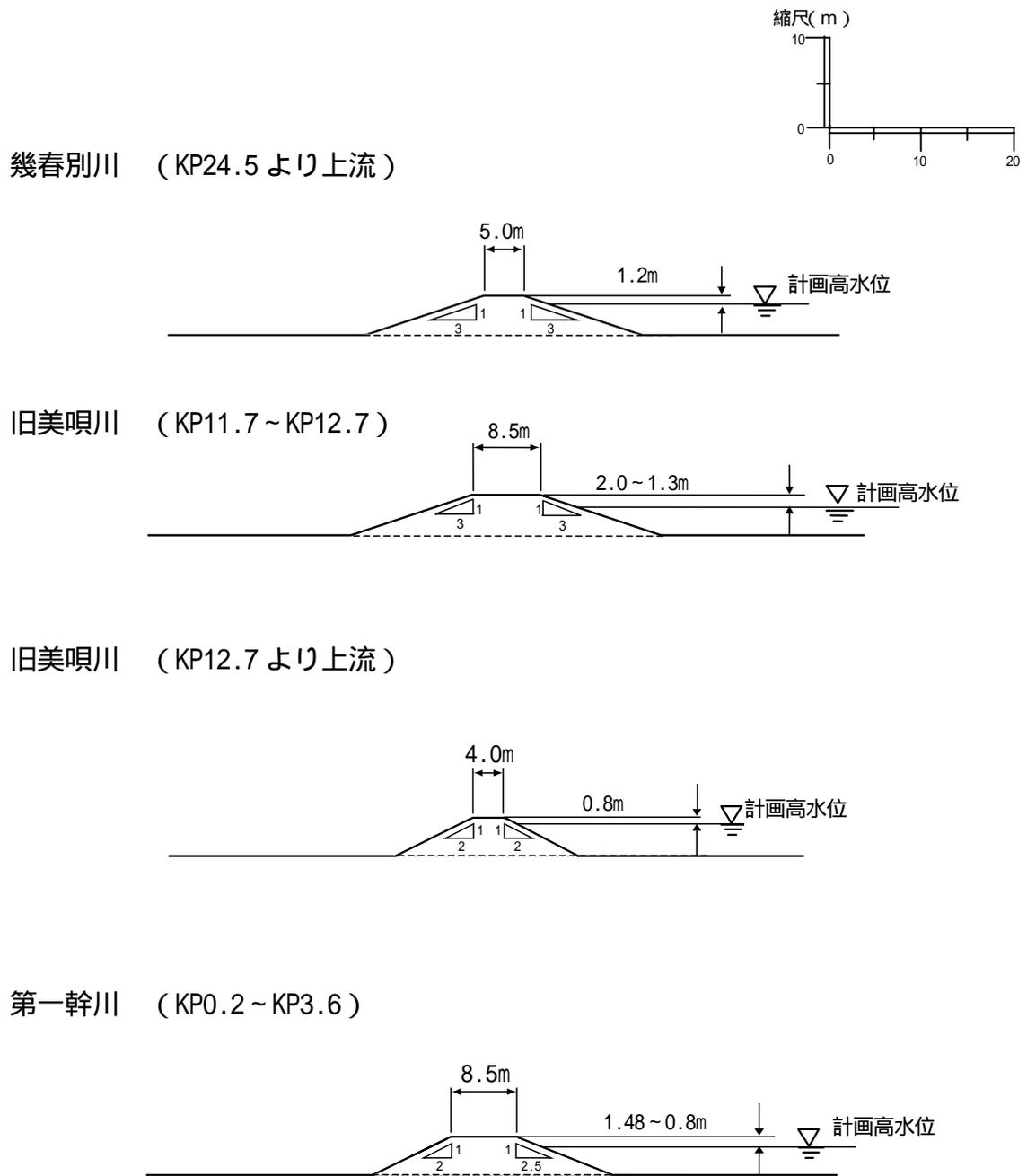
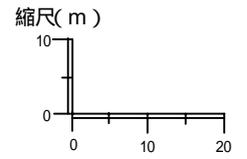
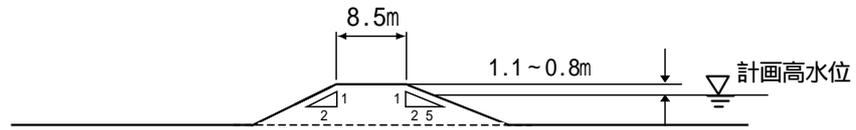


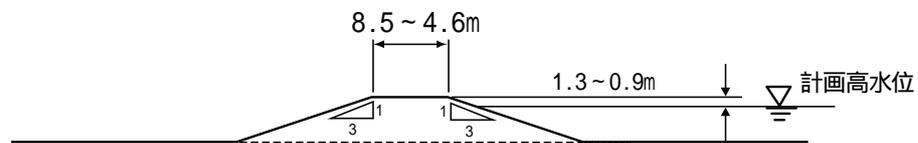
図 2-4 堤防の標準断面図



二号川 (KP0.1 ~ KP1.8)



第二幹川 (KP0.1 ~ KP4.7)



ビバイイクシュンベツ川 (KP0.3 ~ KP4.3)

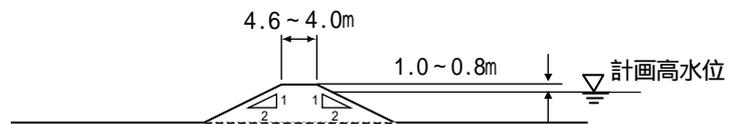


図 2-5 堤防の標準断面図

2) 河道の掘削

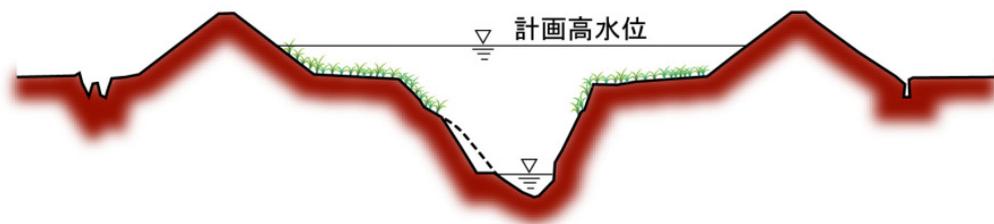
河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう掘削を行う。掘削にあたっては、植物や稚仔魚等の生育の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

表 2-4 河道の掘削（河道断面の確保対策）に係る施工の場所等

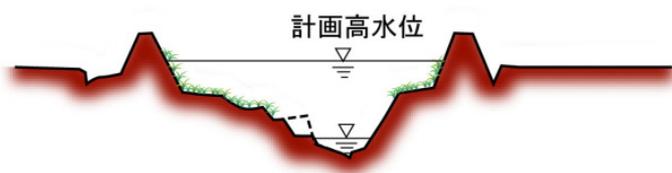
河川名	施工の場所
幾春別川	KP4.6 ~ KP5.6
	KP22.0 ~ KP23.0
	KP25.2 ~ KP26.2
第一幹川	KP0.2 ~ KP3.0
第二幹川	KP4.2 ~ KP5.6
ピバイイクシュンベツ川	KP0.0 ~ KP4.3

注)実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある

幾春別川下流区間



幾春別川中流区間



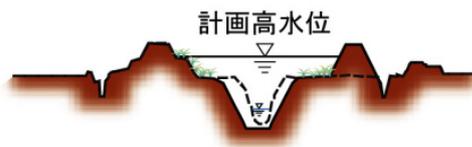
第一幹川



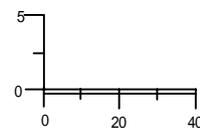
第二幹川



ビバイイクシュンベツ川

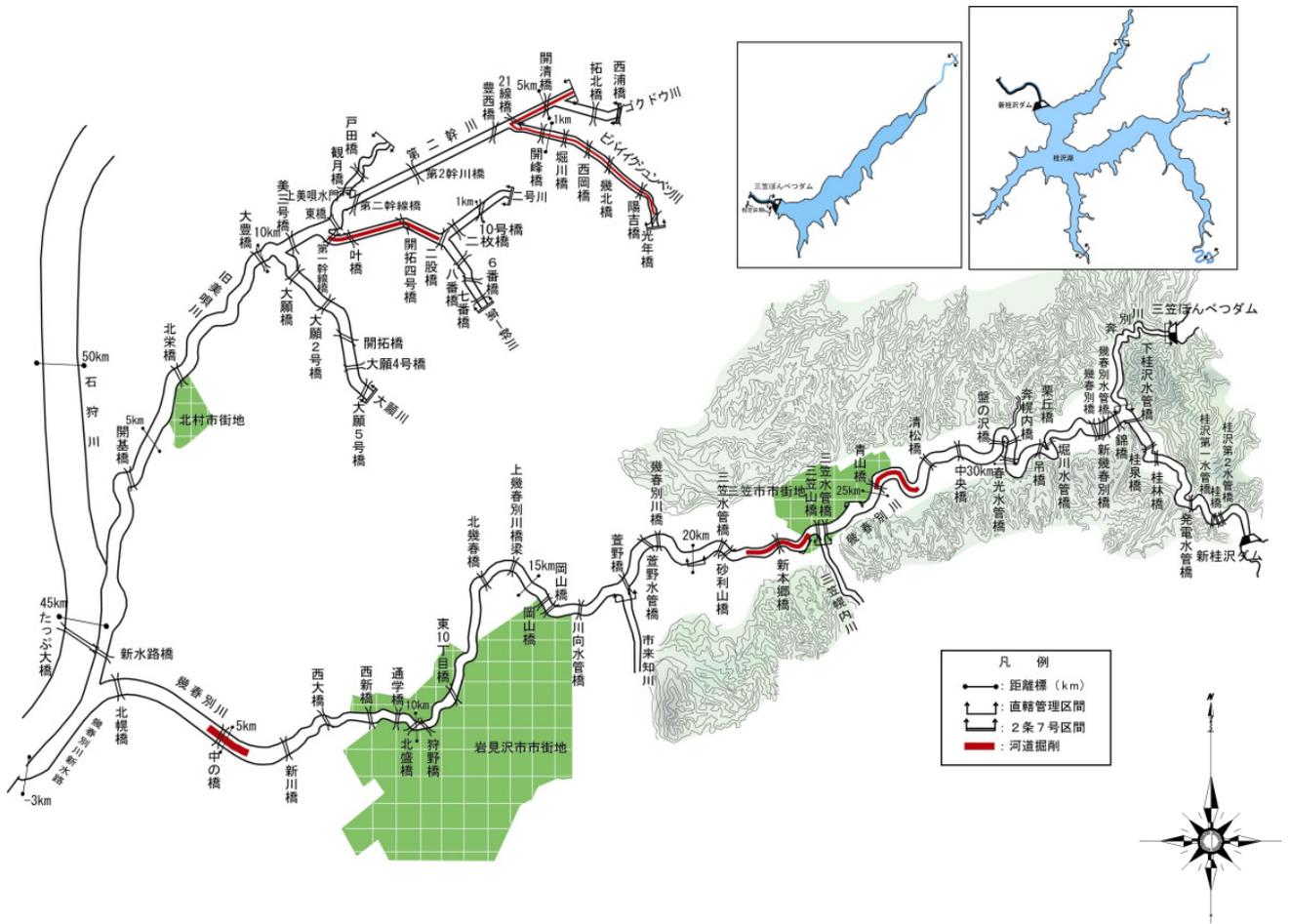


縮尺 (m)



凡例	
---	現況河道
—	整備計画河道

図 2-7 河道の掘削のイメージ図



注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

図 2-8 河道の掘削を実施する区間

3) 合流点の切替（幾春別川新水路事業）

洪水時における石狩川本川の背水の影響を軽減し、洪水時の水位を低下させるため、幾春別川に旧美唄川を合流し、石狩川本川との合流点を下流に切り替える。



図 2-9 幾春別川合流点付近平面図（幾春別川新水路完成前）

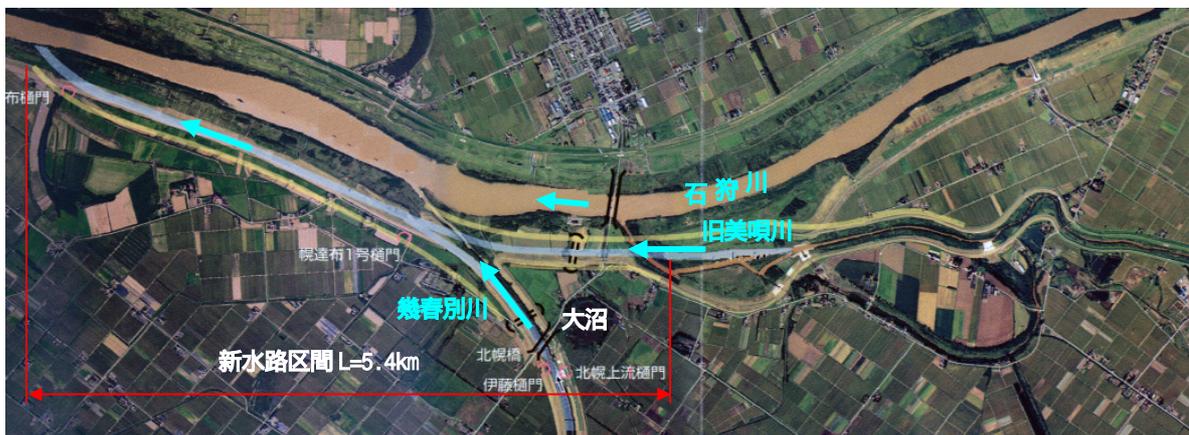


図 2-10 幾春別川合流点付近平面図（幾春別川新水路完成予想）

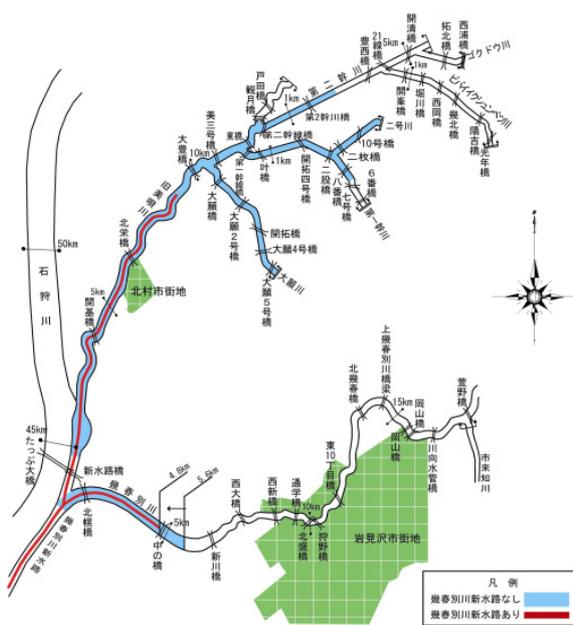


図 2-11 石狩川の背水の影響軽減効果

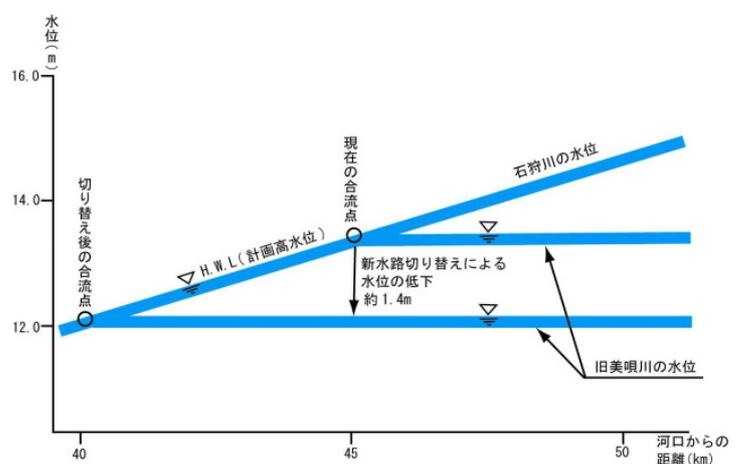


図 2-12 新水路切り替えによる水位の低下効果

(3) 内水被害を軽減するための対策

1) 内水対策

幾春別川新水路の整備により、石狩川における整備と相まって旧美唄川及びその支川の洪水時における水位低下を図り、内水被害の軽減を図る。

また、旧美唄川及びその支川においては、内水被害形態の変化を随時把握し、必要に応じ関係機関と連携し、その被害軽減に努める。

河川管理者や自治体が保有する排水ポンプ車等を活用し、円滑かつ迅速に内水を排除する。このため、内水氾濫時にポンプ車、クレーン車等の大型車両が進入、作業できない箇所について必要な進入路、作業ヤード、釜場等を整備する。

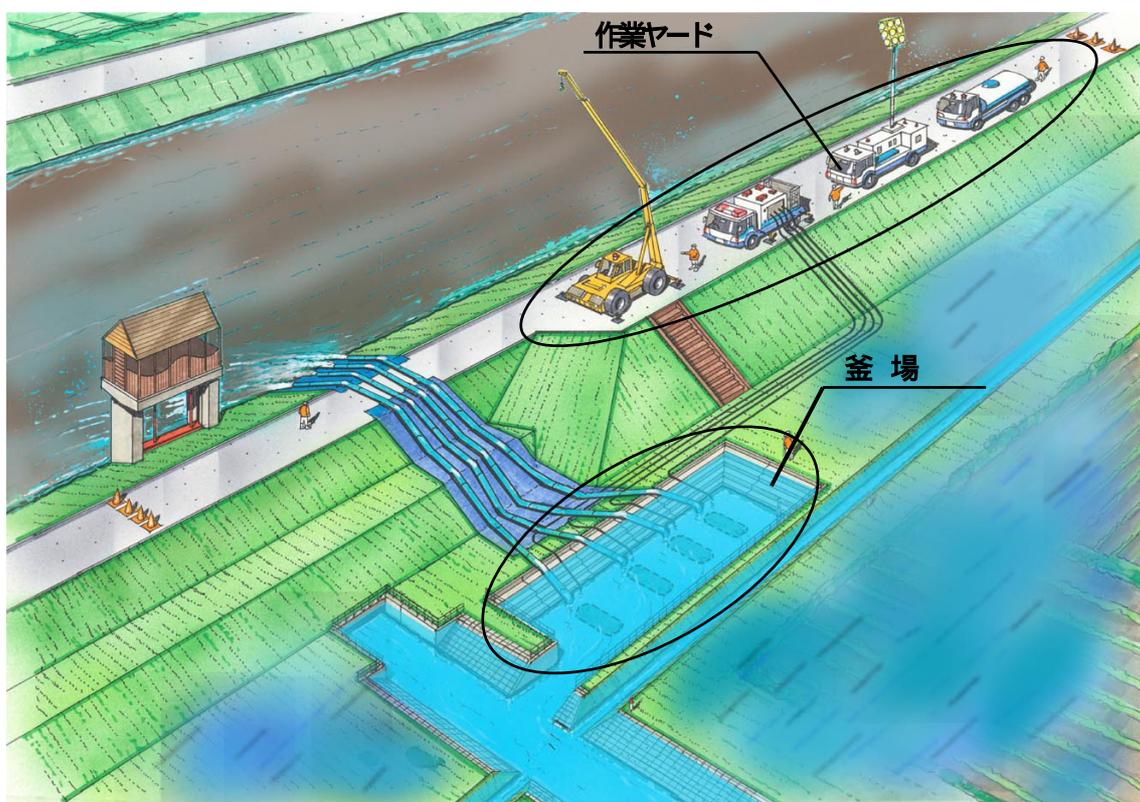
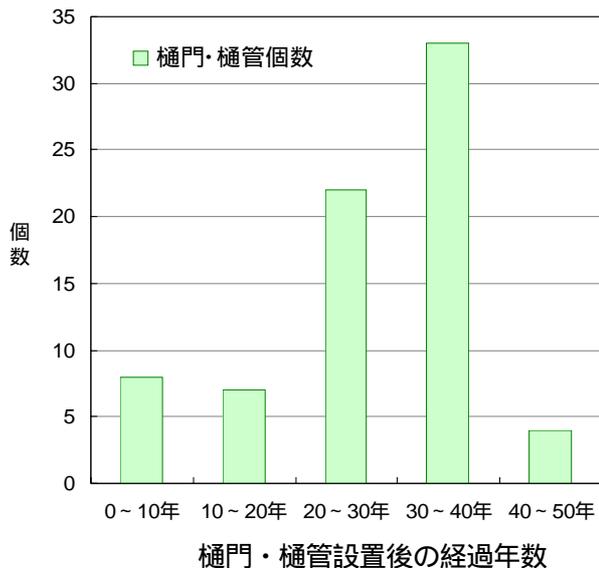


図 2-13 内水排水のイメージ図

2) 樋門・樋管の統廃合

旧美唄川流域には、断面積が小さく老朽化した樋門・樋管が多数設置されており維持管理に労力を要するとともに、洪水時には多数の樋門・樋管の操作が必要になる。また、すべての樋門の改築や維持管理には多額の費用を要する。樋門操作の確実性を確保し、効率的かつ経済的な維持管理を行うため、地域と調整を図りながら樋門・樋管の改築に合せて統廃合を行う。



老朽化した樋管の事例

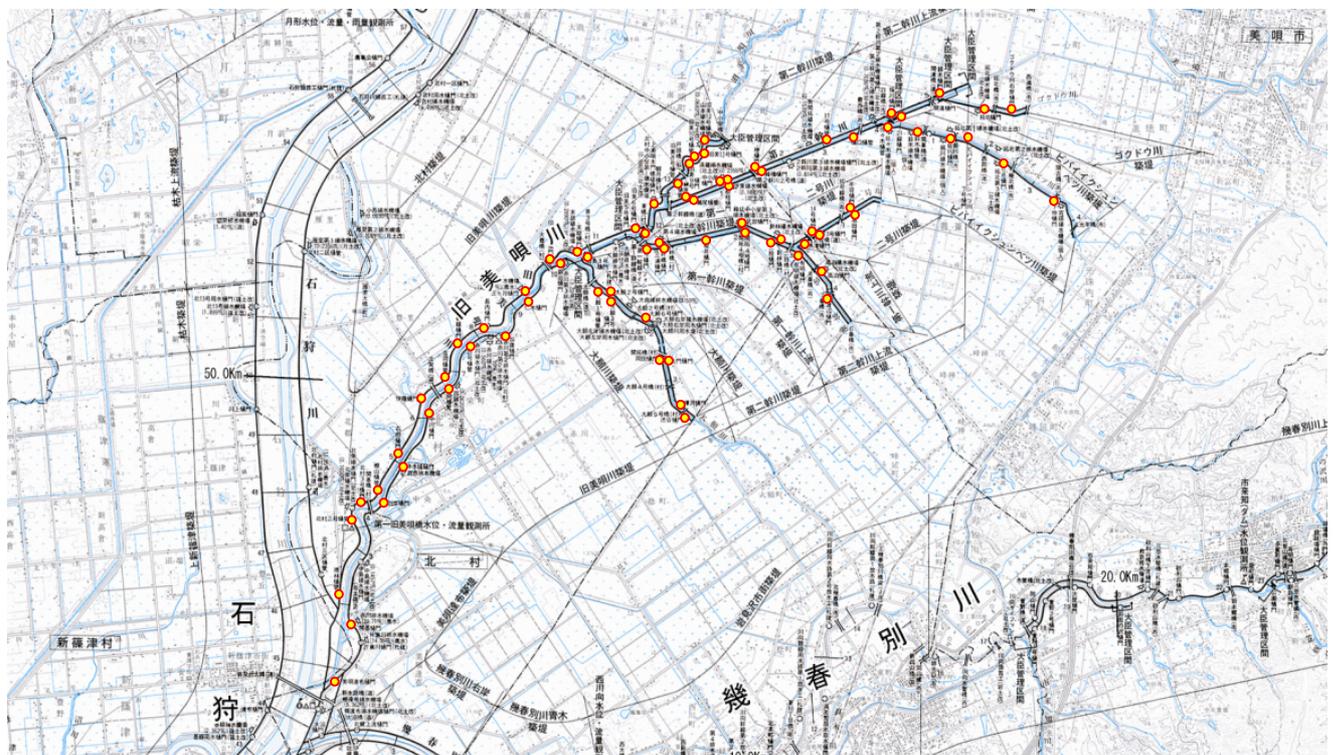


図 2-14 旧美唄川の現況排水樋門・樋管設置状況

(4) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 河川防災ステーション、水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋などの緊急用資機材の備蓄基地を整備するとともに、それらに加えて災害情報の集配信機能、水防団等の活動拠点機能、物資輸送の基地機能などの水防活動を支援する機能を併せ持つ拠点として、河川防災ステーションを関係機関と連携して整備する。なお、平常時においても関係機関と連携し、水辺の憩いなどの場として活用を図る。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

これらの整備にあたっては、必要に応じ避難場所として活用できるよう整備する。

表 2-5 河川防災ステーション・水防拠点の場所等

(河川防災ステーション)

名称	場所	主な整備の内容
石狩川左岸幌達布地区河川防災ステーション	北村	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地 水防活動支援機能など

(水防拠点)

河川名	主な整備の内容
幾春別川下流域	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地など



図 2-15 防災ステーション箇所図

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、水防資機材運搬車両等の運行に必要となる方向転換場所(車両交換所)を計画的に整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

水位、雨量、画像などの河川情報を収集し、迅速かつ効果的な洪水対応を行うとともに、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等に活用するため、観測設備、監視カメラ、光ファイバー網等を整備する。

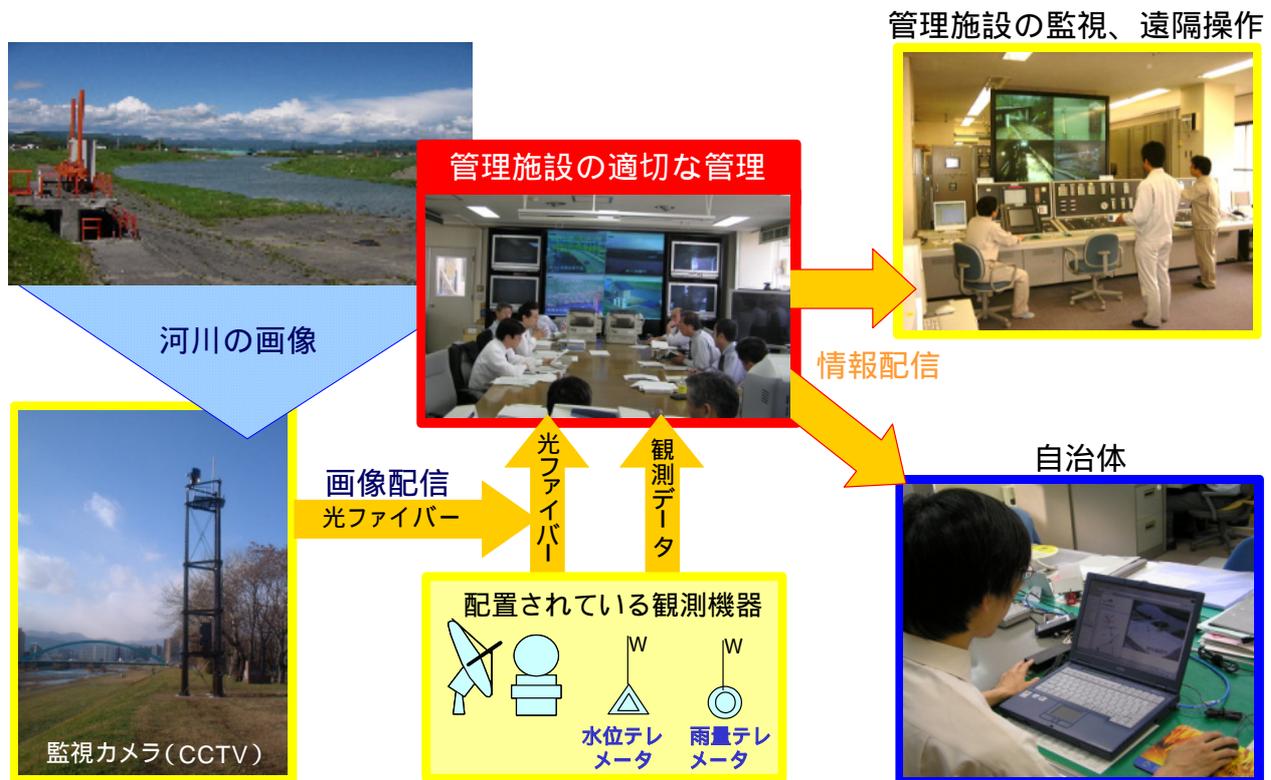


図 2-16 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムを建設する「幾春別川総合開発事業」により、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、工業用水の供給及び発電を行う。

このことにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、西川向地点において、概ね $2.3\text{m}^3/\text{s}$ を確保し、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育環境の保全等を図る。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 石狩川水系幾春別川総合開発事業における取り組み

石狩川水系幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム）については、平成5年に「建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱（昭和60年4月）」に基づき、環境影響評価手続きを完了している。

引き続き、各種の環境調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、ダム本体や付替道路等の工事にあたっては、環境への影響を極力軽減するよう保全対策を実施し、ダム完成後の貯水池運用についても、選択取水等の対策を講じ水質等の河川環境の保全に努める。また、三笠ぼんべつダムについては、魚類等の移動の連続性確保に努める。

(2) 河畔林の保全、河岸の多様化

岩見沢市街地を除く幾春別川、旧美唄川及びその支川にはヤナギ林を中心とした河畔林が点在しており、部分的に山地丘陵の落葉広葉樹に隣接する区間がある。これらは、多様な動植物の生息・生育の場、洪水流勢の緩和、良好な景観形成、水質の浄化、自然との豊かなふれあいの場の提供など多様な機能を有している。特に、植生を含む水際部は、スナヤツメなどの魚類や水生生物等にとって貴重な生息環境を形成している。一方、河畔林が洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう治水面との整合を図りつつ、これらの機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要である。

このため、河道の掘削等にあたっては、断面が単調にならないように配慮するとともに、河岸植生の回復などにより河岸の多様性確保に努める。また、河道内の樹木は、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

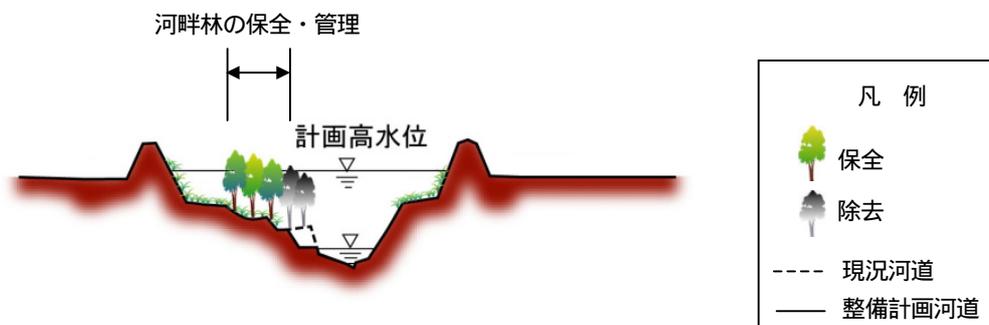


図 2-17 河畔林の保全・管理、河岸の多様化イメージ図

(3) 魚がのぼりやすい川づくり

幾春別川は平成6年に魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業河川に指定され、施設管理者と調整・連携を図り、平成15年には落差を有していた川向頭首工に魚道を整備したことにより、川向頭首工上流でもサケの遡上や産卵床が確認されている。

また、幾春別川では、カワヤツメなどの遡河性の魚類の生息を確認しており、これらの生息環境には、流況や河床の状況等に加え、幾春別川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。

このため、市来知頭首工において、施設管理者と調整・連携し、魚道の整備など魚類等の移動の連続性確保を図る。また、関係機関と連携し、樋門地点等において、魚類等の移動の連続性確保や水際植生の復元・保全に努める。



川向頭首工に整備された魚道



川向頭首工に整備された魚道



市来知頭首工



サケ稚魚の放流活動



サケの遡上

(4) 河川景観の保全と形成

河川景観については、山間域、農業域、都市域、拠点域^{注1)}などの流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

幾春別川流域は、山間域、都市域、農業域が占めることから、それら地域の景観と調和する幾春別川らしい河川景観の保全に努める。また、河川景観を形成する多くの人工系構造物のデザインを河川景観に馴染ませるよう努める。

具体的には次のように河川景観の保全に努める。

西川向地点より下流では、河道掘削後の河岸植生の早期回復を図るとともに、幾春別川新水路周辺においては河川環境に配慮しながら、田園地帯と調和した幾春別川らしい地域景観の形成に努める。

また、特徴的な河川景観を呈している魚染の滝、夕張山地の山裾に広がる桂沢ダム周辺、幾春別川と石狩平野の広がり眺望することができる達布山展望台（三笠市）からの景観については、地域と連携して、その保全に努める。

幾春別川や旧美唄川を横断する橋梁は、幾春別川と市街地の街並みや地域の基幹産業を映す田園景観の広がりを望む視点場ともなることから、その眺望に配慮しつつ、地域と連携し良好な河川景観の保全と形成に努める。

また、岩見沢市街地の旧川跡を利用した公園緑地やそれを繋ぐ散策路や緑の回廊、三笠運動公園、三笠水辺の楽校「であい」等は市街地の中で多くの人々が訪れる身近な親水の間となっており、周辺の街並み景観や河川空間利用に配慮しながら、良好な景観の保全と形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門など構造物の形態や素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、多くの人々が利用する施設系のデザインは、誰もが利用できるユニバーサルデザインの考えに基づくバリアフリー化に努め、周辺景観に配慮したデザインコード^{注2)}等を定めるなど、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。

- 注1) 山間域：森林、山岳地域などの自然の景観が広がる地域。
農業域：水田・畑地・牧草地など農業としての土地利用が広がる地域。
都市域：市街地等が広がる地域。
拠点域：河口付近、合流点付近、橋梁付近、ダム付近や滝などの景勝地等、河川の連続性のなかで特徴的な拠点となる場所。

- 注2) デザインコード：地域景観と河川構造物の調和を図るため、構造物の形態や素材、色彩等のデザインに関する秩序化。



(5) 人と川とのふれあいに関する整備

幾春別川の河川空間を地域の人々が憩いの場や自然体験学習の場等として活用できるよう、できるだけ自然を活かした水辺を整備し、人と川とのふれあいの場の提供に努める。

また、幾春別川上流域でのカヌー利用など幾春別川が流域外からも人々が集い交流する拠点となるような取り組みに対して支援を行う。

岩見沢市街地においては、住宅地に隣接して堤防がない掘り込み河道となり、間近に水辺が見えるなど河川が身近な存在となっているので、幾春別川を軸とする連続した緑の回廊や散策路などの整備を地域と連携して行い、緑のネットワークを形成するとともに、高齢者、障害者等誰もが安心して利用できる河川空間の形成に努める。

新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム周辺については、今後も地域の貴重な水辺空間等として利用されるよう、関係機関と連携して水源地域ビジョンを作成し、水環境の保全、河川利用の場としての整備を図る。

表 2-6 人と川とのふれあいに関する整備場所等

名称	場所	主な整備の内容
三笠水辺の楽校(完成)	幾春別川 KP27.0 付近 (三笠市)	子供たちが、安全に河川を利用した自然体験が行えるように、地域住民・NPO・学校等の連携など活用を図る
北村水辺の楽校(完成)	旧美唄川 KP5.6 付近 (北村)	子供たちが、安全に河川を利用した自然体験が行えるように、地域住民・NPO・学校等の連携など活用を図る



水辺の楽校(三笠市)



トムソーヤキャンプ(三笠市)



三笠の湖・川・緑を愛する会
「川の泳ぎ方教室」



市民参加による緑の回廊づくり(岩見沢市)

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用などの河川管理に資する情報とともに、河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進める。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダムの貯水位、放流量などに加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設の挙動に関するデータなどの河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネットなどの情報通信網等を用い、関係機関や住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

さらに、河川整備にあたっては必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図る。

(2) 河川の維持管理

堤防や高水敷及び低水路については、現状の河川環境と河川空間の利用、周囲の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

また、定期的な河川巡視を行い、沈下や漏水などの堤防の異常、河川管理施設の破損、土砂の堆積、ゴミや不法投棄などの異常を早期に発見し、河川管理上支障となる場合は、速やかに必要な対策を実施する。

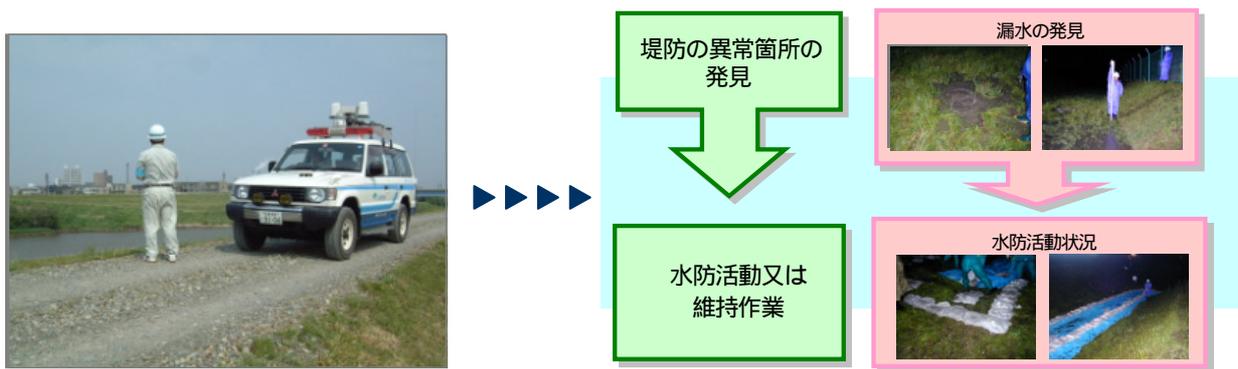


図 2-18 河川巡視のイメージ図

1) 堤防及び河道の維持管理

a) 堤防の除草・維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れなどの異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期、頻度は、堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適正に選定する。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。

特に幾春別川下流、旧美唄川及びその支川の堤防は、軟弱地盤上に築造されているため、定期的に現地調査を行い、異常の早期発見に努め、必要な対策を実施する。



堤防天端の維持管理



堤防の除草

表 2-7 堤防の延長

河川名	延長
幾春別川	22.2Km
旧美唄川	22.6Km
第二幹川	10.7Km
大願川	7.3Km
第一幹川	9.4Km
二号川	3.4Km
ピバイクシムベツ川	4.1Km
ゴクドウ川	1.9km

平成 16 年 3 月末現在

b) 河道内樹木の管理

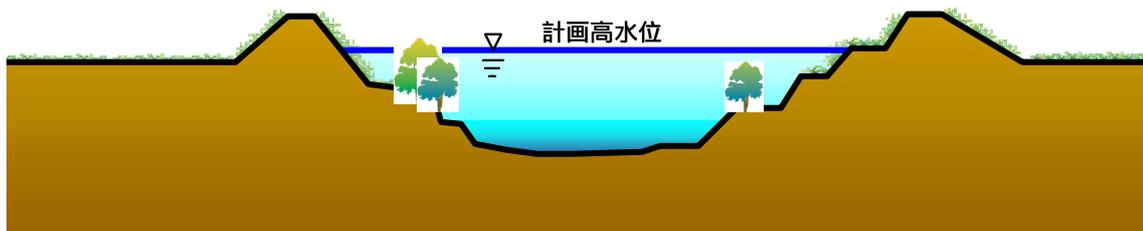
河道内の樹木は、動植物の生息・生育環境や河川景観を形成するなど、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならない様、河道内樹木を適切に管理するものとする。

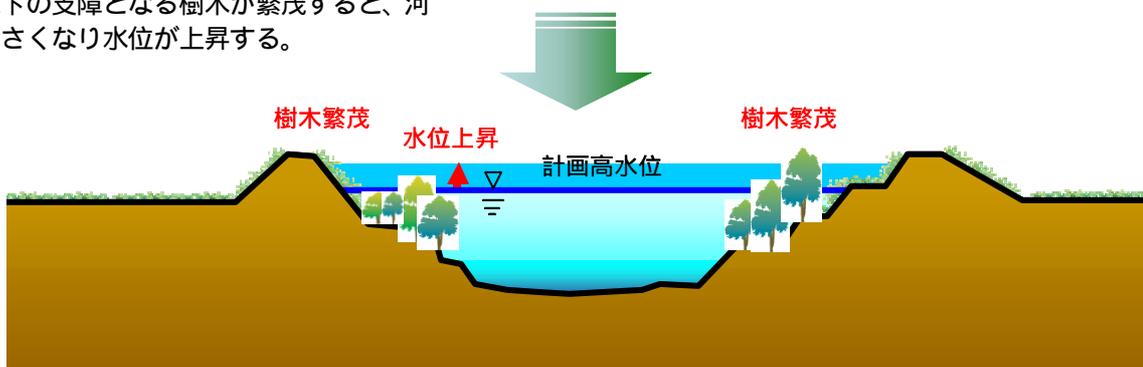
樹木の管理にあたっては、極力、生態系への影響を小さくするよう樹木が繁茂する前に伐採を行うよう努めるものとする。一方、保全が重要な樹木については、間伐や下枝払い等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度などを踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

樹木が少ない場合は、計画高水位以下で安全に洪水を流すことができる。



洪水流下の支障となる樹木が繁茂すると、河積が小さくなり水位が上昇する。



樹木が繁茂しないよう適切に樹木の管理を実施する。

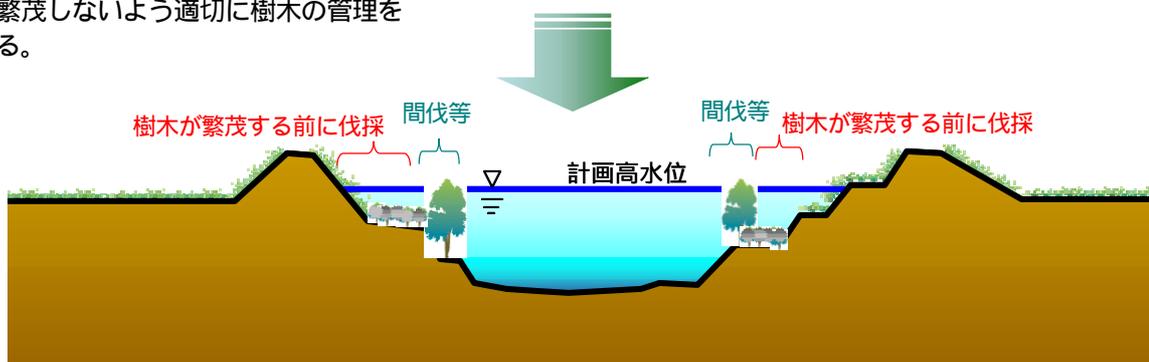


図 2-19 河道内樹木の保全イメージ図

c) 河道の維持管理

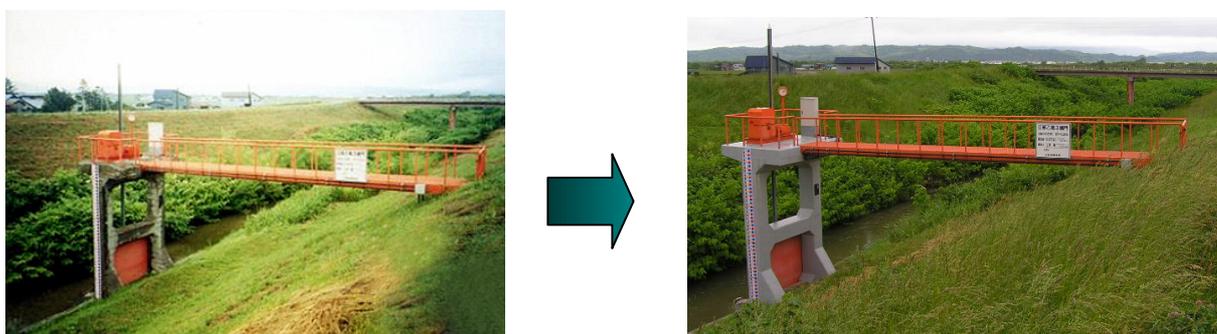
定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況、土砂堆積や河床低下などの河道状況を把握するとともに、その状況に応じ適切に措置する。

土砂や流木が堆積し洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を実施し、河床洗掘により既設護岸や床止が破損するなど、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切な方法により補修する。また、必要に応じて地域住民による河川愛護モニターを配置し、その強化を図る。

2) 構造物等の維持管理

ダム、床止、樋門・樋管、排水機場などの河川管理施設が所要の機能を発揮できるように定期的に巡視及び点検・整備を行う。

なお、樋門の操作は、地先の実情に詳しい地域の方に管理を委託しているが、今後、樋門の操作員の高齢化や人員不足が予想される。このため、施設の統合や集中管理による遠隔操作化などの省力化、高度化を図るなど、より確実な河川管理施設の操作を行っていく。



樋門の補修

表 2-8 主な河川管理施設等（堤防を除く）

河川名	河川管理施設等	箇所数等
幾春別川	ダム	桂沢ダム・芦別ダム・キムンダム
	救急内水対策排水場	1箇所(幾春別川上流)
	樋門・樋管	22箇所
	床止	2箇所
	水文観測所	水位観測所 5箇所(奥桂、桂沢ダム、藤松、市来知、西川向)、雨量観測所 2箇所(桂沢ダム、岩見沢河川)
奔別川	水文観測所	水位観測所 1箇所(新奔別)、雨量観測所 1箇所(奔別沢)
菊面沢川	水文観測所	雨量観測所 1箇所(菊面沢)
芦別水路	水文観測所	雨量観測所 1箇所(放水口)
旧美唄川	救急内水対策排水場	1箇所(旧美唄川)
	樋門・樋管	31箇所
	水門	1箇所(上美唄水門)
	水文観測所	水位観測所 2箇所(第1旧美唄橋、大豊橋)
大願川	樋門・樋管	8箇所
第一幹川	樋門・樋管	11箇所
二号川	樋門・樋管	5箇所
第二幹川	樋門・樋管	11箇所
ピバイクシバツ川	樋門・樋管	6箇所
ゴクドウ川	樋門・樋管	2箇所

平成 16 年 3 月末現在

(3) 災害復旧

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。
大規模災害が発生した場合に、河川管理施設や公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートを活用する。

(4) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震などの災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はその恐れのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

2) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

このため、洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難などの水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位などの河川情報をより分かりやすい情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方等から現地の状況などを知らせていただき、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可能な限り支援するよう努める。

3) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「石狩川下流水防連絡協議会」を定期的に関催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練など水防体制の充実を図る。また、協議会は、土砂、麻袋などの水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化などの省力化の支援に努める。



水防活動を迅速かつ円滑に行うため合同巡視を実施



水防公開演習

4) 洪水予報、水防警報

幾春別川(大臣管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、洪水被害の軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図る。雨量や水位及び洪水予報などの災害に関する情報を関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民に迅速かつわかりやすい情報の提供に努める。

さらに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。

洪水予報：洪水のおそれがあると認められるとき、札幌管区気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直接住民に知らせる情報。

水防警報：水防活動が必要な場合に、洪水の状況・水位等を北海道・水防管理団体である市町村を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

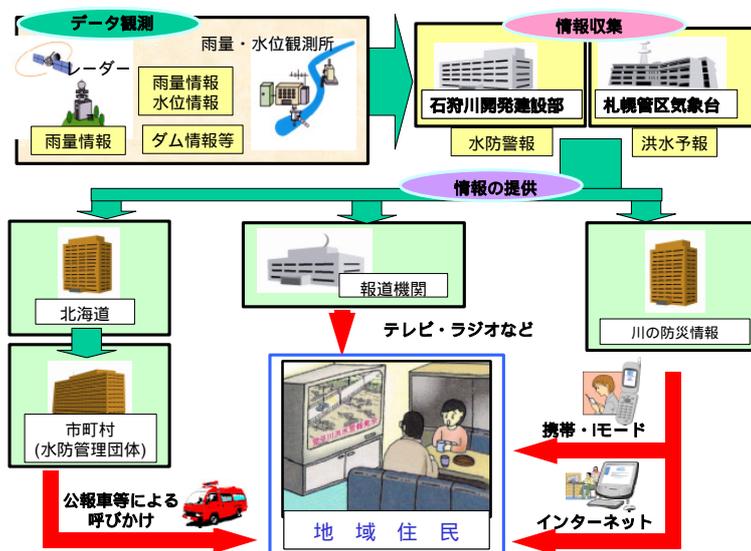


図 2-20 洪水予報の伝達

5) 水防資機材

水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充する。

6) 洪水ハザードマップ

洪水時に適切に対応するため、各自治体の洪水ハザードマップの作成、公表に対し、引き続き支援・協力を行う。

さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるよう、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みに対し必要な支援・協力を行う。

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、 並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質の保全

水質の保全にあたっては、幾春別川の水質（BOD）は、現状では環境基準を満足しており、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。

(2) 水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充する。

(3) 渇水への対応

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため既存の水利用協議会や渇水調整協議会等を活用するなどして情報を共有し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、水利用協議会や渇水調整協議会等を通じ、渇水調整の円滑化を図るとともに、地域住民に対して水の再利用や節水等を呼びかけるなど、流域全体での取り組みに努める。

(4) 河川空間の適正な利用

岩見沢市街地周辺の緑の回廊と一体となった河川空間や、三笠市付近の河川公園や水辺の楽校などは、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図る。また、環境学習等に利用が図られるよう関係機関等と連携を図る。

なお、北海道と協同して策定した「石狩川水系河川空間管理計画(平成元年3月)」における河川空間の管理及び整備方針に基づき、河川区域の占用許可に際しては、河川空間の適正な利用が図られるよう適切に対処する。また、河川空間の利用状況や河川水辺の国勢調査などの生物調査結果により、必要に応じて空間管理の目標を地域住民や自治体と協働して見直しを行う。

(5) 河川美化のための体制

河川美化のため、河川愛護月間（7月）等を通して河川美化活動を実施すると共に、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。また、地域住民や市民団体と連携して河川空間の維持管理を進める。

ゴミ、土砂などの不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機関への通報などの適切な対策を講じる。

(6) 地域と一体となった河川管理

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する。

また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。

幾春別川では、河川清掃など様々な市民活動が行われており、今後も継続するよう、地域住民と河川管理者を繋ぎ多様な主体の自主的運営を行う人材の育成を支援する。また、市民等の川での社会貢献活動や上下流の住民及び自治体間の交流活動に対する支援を行う。

このような市民活動や自治体間の交流活動が、幾春別川流域内に止まらずに石狩川全流域にも展開されるよう、必要な支援を行う。



行政と地域住民との協働による川づくり



市民参加による緑の回廊づくり（岩見沢市）



地域住民と連携した地域情報紙の発行



河川清掃状況（幾春別川）